

鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

鎌倉市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の表教育文化財部の部教育総務課の項中「総務担当 教育企画担当」を「総務担当」に改め、同項の次に次のように加える。

学びみらい課

学びみらい担当

第4条の表教育文化財部の部教育総務課の項中第17号から第19号までを削り、第20号を第17号とし、第21号から第23号までを3号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

学びみらい課

- (1) 教育政策の企画、調整及び推進についての事項
- (2) 教育振興基本計画についての事項
- (3) 総合教育会議に関する連絡調整についての事項
- (4) 不登校対策の推進についての事項

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。